高知市南海地震対策中長期計画

平成24年度修正版高 知 市

1 現計画の策定経過

本市は、高知市地域防災計画(震災対策編)に基づき、「減災」を主旨とし、「命を守る」を最重要課題として各種施策に取り組んでいます。限られた予算や時間の中で各施策を効果的・効率的に実施するためには、目標年次を定め、計画的、総合的に取り組むことが重要です。

このため、国の「地震防災戦略」や県の「地域目標(平成 18年2月設定)」等との整合性を図りながら、現在の高知市南海地震対策中長期計画(以下「中長期計画」という。)を平成20年7月に策定しました。

2 修正の目的

現在の中長期計画は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間を計画期間とし、計画の進行管理・見直しを行うため、中期期間(平成 20 年度~平成 24 年度)及び長期期間(平成 25 年度~平成 29 年度)の取り組み計画となっています。

平成 24 年度が中期計画期間の最終年度となること、また、東日本大震災を踏まえて、本市の南海地震対策の見直しや加速化が図られたことなどから、これまでの取り組み状況を確認するとともに、計画内容を現況の取り組みに改めるための修正を行うものです。

3 修正の概要

(1)計画の趣旨(現中長期計画書:P1)の修正

本市は、平成25年度に高知市地域防災計画の全面見直しを行う予定であるため、中 長期計画の計画趣旨についても高知市地域防災計画(震災対策編)の見直しに併せて 修正を行います。

(2)計画の位置付け及び期間(現中長期計画書:P1)の修正

計画の位置付けは変更ありません。新たな計画期間は全体で10年間程度を予定しており、中・長期計画期間も含めて平成25年度に見直しを行います。

※中長期計画は、「高知市総合計画 2011」及び「高知市地域防災計画」に基づき、また、 国や県の防災対策等との整合性や連携が図られた計画であることが計画の基本的な位置 付けです。

(3)南海地震の本市被害想定(現中長期計画書:P2~6)の修正

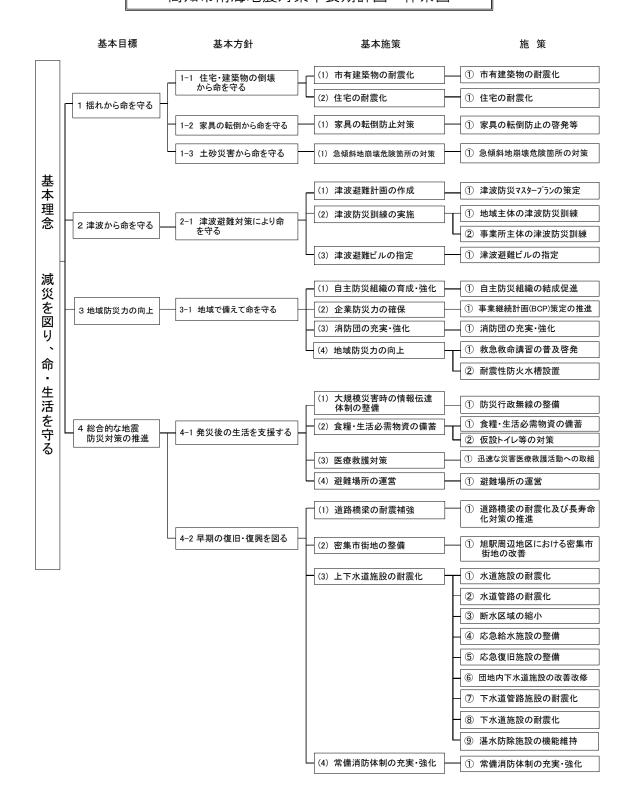
高知市地域防災計画の被害想定は、平成24年12月10日に公表された「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」と平成25年度当初に県から公表される予定である人的・物的被害の想定に基づいて見直しを行うことから、中長期計画の被害想定(地震・地震動・津波高・津波の到達時間等及び人的・建物被害)についても同計画の見直しと併せて修正を行います。

(4)計画の体系(現中長期計画書:P7~8)の修正 高知市地域防災計画等の見直しと併せて修正を行います。

(5) 修正の方法

今回の修正は、平成20年度から平成24年度までの中期計画の取り組み結果について総括するとともに、その結果を踏まえ、現在の取り組み状況に鑑み平成25年度から平成29年度までの長期計画の修正を行っています。

高知市南海地震対策中長期計画 体系図



4 計画の主要施策等 (現中長期計画: P9~31) の修正

1 揺れから命を守る

1-1 住宅・建築物の倒壊から命を守る

地震時の強く長い揺れによる建築物の倒壊から命を守る対策の実施に努めます。

◇施策体系

基本方針	基 本 施 策	施策
住宅・建築物の倒壊から	(1)市有建築物の耐震化	①市有建築物の耐震化
命を守る	(2)住宅の耐震化	①住宅の耐震化

(1) 市有建築物の耐震化

① 市有建築物の耐震化

市有建築物については、施設利用者や職員の安全を確保、並びに行政機能の維持を図るとともに、地震時の防災拠点・避難施設として活用していく必要性があることから、優先順位に基づく耐震診断・補強等耐震対策に努めます。特に、学校・体育館・保育所・庁舎・消防署・清掃施設・社会福祉施設等については、「高知市耐震改修促進計画」(平成20年3月)に基づき、8年後(平成27年度末)の耐震化率90%以上をめざします。

ア 庁舎の新築又は耐震補強等の工事

<u> </u>	アーリ合の利果文は側展構選号の工事		
所管	課	総務課	
事業	美名	庁舎耐震化事業	
F	標	昭和56年の建築基準法新耐震基準以前の庁舎について、建替え又	
	1示 	は耐震補強工事等に取り組みます。	
	中期計画	〇旧耐震基準庁舎の耐震診断を行い庁舎整備について検討します。	
		◎本庁舎・南別館: 平成 23 年度に耐震診断を実施。 平成 24 年度	
		に庁内検討委員会を立ち上げ、「高知市新庁舎建設基本構想」を	
	中期計画	策定しました。	
	取組結果	◎土佐山・鏡庁舎:平成 24 年度に耐震診断を実施。診断結果に基	
		づき,今後の方向性について検討を実施しました。	
取組		◎春野庁舎:平成 25 年度に耐震診断を実施予定となりました。	
		〇本庁舎・南別館:平成 29 年度までに新庁舎整備に取り組みます。	
	長期計画	〇土佐山庁舎:平成 26 年度に耐震補強工事に取り組みます。	
		〇鏡庁舎:平成 25 年度に耐震化計画を策定し,平成 26 年度以降	
		に庁舎耐震化に取り組みます。	
		〇春野庁舎:平成 25 年度に耐震診断を実施し,平成 26 年度以降	
		に耐震化計画を策定後、耐震化に取り組みます。	

イ 消防庁舎及び分団屯所の耐震化

所管課		消防局総務課
事美	業名 二	消防庁舎等耐震化事業
B	標	昭和56年の建築基準法新耐震基準以前の消防庁舎及び分団屯所の耐震化を常備消防体制の充実強化事業と併せ順次取り組みます。
	中期計画	○「(仮称)総合あんしんセンター」への消防本部機能の移転事業を継続し、平成22年度開設に向けて取り組みます。 ○北消防署の設置に向け、用地の確保に継続して取り組みます。 ○南消防署長浜出張所の移転に向け、用地の選定・確保に取り組みます。 ○耐震化されていない消防分団屯所10カ所の建替えに順次取り組みます。
取組	中期計画取組結果	◎「総合あんしんセンター」へ消防本部機能を移転し、平成 22 年度に開設しました。◎北消防署の用地取得について関係機関と協議中です。◎南消防署長浜出張所と春野出張所を統合する(仮称)南部分署の用地を取得し、開署に向けて設計作業中です。◎4カ所の消防分団屯所を建替えました。
	長期計画	○北消防署整備に向け、継続して取り組みます。○南消防署の移転に向け、用地の確保に取り組みます。○長浜出張所と春野出張所を統合移転し南地区の拠点となる(仮称)南部分署建設に向け、継続して取り組みます。○残る旧耐震基準の6分団屯所の建替え(移転も含む)に順次取り組み、防災まちづくり拠点施設の機能を持たせていきます。

ウ 学校施設の耐震化

所管	課	教育委員会教育政策課
事業	名	学校施設耐震化事業
B	標	平成20年1月現在で52%(棟数ベース)の耐震化率を平成 30年度までに100%をめざします。
	中期計画	〇平成24年度末までに耐震化率60%をめざし,「高知市立小中 養護学校施設耐震化計画」に沿って,耐震診断,耐震補強等設計, 耐震化工事に取り組みます。
取組	中期計画取組結果	◎東日本大震災を受けて、当初目標よりも早期の完了に向けて取り組むこととしました。耐震化率は平成25年3月時点にて68.8%となっています。
	長期計画	〇平成30年度までのできるだけ早期の耐震化率100%をめざし、耐震補強等設計、耐震化工事に取り組みます。

エ 保育所の耐震化

別	f管課	保育課
事業名 保育所耐震化事業		保育所耐震化事業
E	書 標	平成20年4月現在で 31.6%の耐震化率を平成29年度までに 93%をめざします。
	中期計画	〇平成24年度までに耐震化率45%を目指し、老朽化の著しい木 造園舎の改築、耐震診断、耐震補強設計、耐震化工事に取り組み ます。
取組 中期計画 取組結果		◎東日本大震災を受け、当初計画を前倒し、早期の全施設耐震化達成に向けて改築や耐震補強工事等に取り組んでいます。耐震化率は平成25年3月時点にて50%となっています。
	長期計画	〇平成29年度までに耐震化率93%をめざし、老朽化の著しい木造施設については改築工事、未耐震の非木造施設については耐震診断、耐震補強設計、耐震化工事に取り組みます。

オ 市営住宅の耐震化

所管	言課	住宅課
事業	[名	既存市営住宅建替事業等
B	標	老朽化住宅のうち小規模団地は用途廃止し、大規模団地への集約を 図りつつ計画的に建替えに取り組みます。現況の市営住宅の耐震化 率は戸数ベースで84.8%であるが、平成29年度までに91%を めざします。
	中期計画	○潮江市営住宅を建替えし、42戸の供給をめざします(平成20~21年度)。 ○老朽化した木造や補強コンクリートブロック造住宅を含む団地を中心に、60戸程度の建替えをめざします。
取組	中期計画取組結果	◎平成21年度に潮江市営住宅を建替えし、42戸を供給しました。◎建替えは予算縮減等により実施できませんでしたが、老朽化した住宅の用途廃止を行い、13戸の解体を実施しました。
	長期計画	○老朽化が進む補強コンクリートブロック造住宅を含む団地を中心に,120戸程度の建替えに取り組みます。 ○「市営住宅再編計画」を策定し、建物の統廃合、集約化に取り組みます。

(2) 住宅の耐震化

① 住宅の耐震化

市民が日常生活の中で最も長い時間を過ごす個人住宅については、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅等において、強く長い揺れにより倒壊被害が多数発生することが想定されています。地震に強い安全な住まいづくりを目指すため、個人住宅の耐震診断を推進するとともに、耐震補強等への支援策に取り組みます。

所	管課	住宅課
高知市木造住宅耐震診断士派遣事業 高知市木造住宅耐震改修費等補助事業		
	目標 現在71.5%の耐震化率を,平成29年度までに90%以上を します。	
	中期計画	○耐震診断については、毎年500棟の実施をめざします。○耐震改修については、毎年100棟の実施をめざします。○耐震化率の一層の向上のために、新たな補助金事業など取り組みを検討し、実施をめざします。
取組	中期計画取組結果	◎耐震診断については、年平均635棟を実施しました。◎耐震改修については、年平均250棟を実施しました。◎平成23年度から耐震改修補助上限額の上乗せを実施し、耐震化の促進を図りました。
	長期計画	○耐震診断については、毎年700棟の実施をめざします。 ○耐震設計及び耐震改修については、平成 25 年度は 500 棟実施 し、平成 26~29 年度は毎年 300 棟の実施をめざします。 ○耐震化率の一層の向上のために、新たな補助金事業など取り組み を検討し、実施をめざします。

1-2 家具の転倒から命を守る

地震時の強く長い揺れによる家具の転倒防止を図り、命を守る対策の実施に努めます。

◇施策体系

基本方針	基本施策	施策
家具の転倒から命を守る	(1)家具の転倒防止対策	①家具の転倒防止の啓発等

(1) 家具の転倒防止対策

① 家具の転倒防止の啓発等

家具の転倒や散乱は、負傷するだけでなく住宅から避難する際の障害となり、被害の拡大に繋がることから、未然に防止することの重要性について啓発を行うとともに、高齢者や障害者などに対する必要な支援制度の構築について取り組むことにより、住宅等における家具の転倒防止対策の推進に取り組みます。

見	听管課 「管課	防災政策課・消防局警防課
	事業名	家具転倒防止対策推進事業
E	目標	家具の転倒防止対策済の世帯割合について、平成29年度末までに90%をめざします。
	中期計画	〇家具の転倒防止対策の推進を継続的に行い、平成24年度末まで に対策済み世帯割合30%をめざします。
取組	中期計画取組結果	◎平成24年度より、家具等転倒防止対策支援事業を開始したほか、 セミナー等による啓発を継続して実施し、対策済み世帯割合は 23%となっています。
	長期計画	〇新たに開始した家具等転倒防止対策支援事業等により、家具の転倒防止対策の推進を継続的に行い、平成29年度末までに対策済み世帯割合90%をめざします。

1-3 土砂災害から命を守る

地震時の強く長い揺れによるがけ崩れから命と財産を守るため、急傾斜地崩壊危険箇所対策を進めます。

◇施策体系

基本方針	基 本 施 策	施策
土砂災害から命を守る	(1)急傾斜地崩壊危険箇所の	①急傾斜地崩壊危険箇所の
	対策	対策

(1)急傾斜地崩壊危険箇所の対策

① 急傾斜地崩壊危険箇所の対策

高知県「がけくずれ」住家防災対策事業に基づき、居宅のがけくずれ対策を実施し、安全対策に取り組みます。

所	管課	道路整備課
事	業名	がけ崩れ住家防災対策事業
目	標	急傾斜地の崩壊から尊い人命を守り、安全で安心して生活できるま ちづくり推進に取り組みます。
	中期計画	〇住家への土砂災害や予防対策について,順次,高知県「がけくずれ」住家防災対策事業に基づく工事に取り組みます。
取組	中期計画取組結果	◎住家への土砂災害復旧や予防対策を毎年実施し,5ヵ年で延べ 26件の工事を実施しました。
	長期計画	〇上記取り組みを継続して実施します。

2 津波から命を守る

2-1 津波避難対策により命を守る

正確に予測することができない津波災害に対しては、確実に命を守るため逃げる対策 (ソフト対策) を最優先し、防ぐ対策 (ハード対策) は逃げる対策を補完することを基本とした津波防災対策を推進します。

◇施策体系

基本方針	基本施策	施策
	(1)津波避難計画の作成	①津波防災マスタープランの策定
津波避難対策により命を守る	(2)津波防災訓練の実施	①地域主体の津波防災訓練実施 ②事業所主体の津波防災訓練
	(3)津波避難ビルの指定	①津波避難ビルの指定

(1)津波避難計画の作成

① 津波防災マスタープランの策定

津波浸水が想定される地区を対象に、地域住民とともに津波防災マスタープランに準じる「地区別津波避難計画」の策定を行い、計画に基づく避難路・避難場所の整備、避難訓練等を実施し、被害の軽減に取り組みます。

		7
所管課		地域防災推進課
事業	美名	津波防災対策事業
目標		平成25年度までに津波浸水が想定される全地区での地区別津波避難計画の策定に取り組みます。
取組	中期計画	〇平成20年度からは、潮江地区での検討を開始し、高須地区など その他の浸水想定地区についてもマスタープラン策定に向け活 動を拡大します。
	中期計画取組結果	◎平成23年度には種崎を除く三里地区,平成24年度は潮江地区・ 高須地区など11地区について,マスタープランに準じる地区別 津波避難計画を策定しました。
	長期計画	〇平成 25 年度までに、津波浸水が想定される全地区での地区別津 波避難計画の策定に取り組みます。

(2) 津波防災訓練の実施

① 地域主体の津波防災訓練

津波による人的被害の軽減を図るため、津波防災マスタープランに準じる「地区別津波避難計画」に基づいた津波避難訓練等の継続的な実施に取り組みます。

所管課		地域防災推進課
事業名		津波防災対策事業
П	 標	津波浸水想定地域全域での自主防災組織を主体とした津波避難訓
Н	示	練の実施に継続して取り組みます。
	中期計画	○津波防災マスタープランの策定地域において、津波防災訓練の定
		期的な実施に取り組みます。
	中期計画取組結果	◎平成 23 年度は御畳瀬地区,平成 24 年度は浦戸地区において津
取組		波避難訓練を実施しました。実施にあたっては,地域や消防,警
		察など関係機関とも連携を図って取り組んでいます。
	E 拍手上面	○津波浸水想定地域全域において、津波防災訓練の定期的な実施に
	長期計画	取り組みます。

② 事業所主体の津波防災訓練

平成14年7月に制定された東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、東南海・南海地震防災対策計画の策定事業所において、津波防災訓練の継続的な実施に取り組みます。

所管課		課	地域防災推進課
	事業名		津波防災対策事業
	目標		東南海・南海地震防災対策計画を策定する事業所においては、津波
			防災訓練の継続実施に向けて取り組みます。
		中期計画	○事業所が主体的に避難訓練等を実施するよう啓発に取り組みま
			す。
HΩ	取組	中期計画	◎企業BCPの策定推進とともに訓練の啓発を実施。また、地域の
дх		取組結果 長期計画	自主防災組織と事業所の連携による合同訓練開催を推進。
			〇上記取り組みを継続します。また、自主防災組織等地域住民との
			連携の推進に取り組みます。

(3) 津波避難ビルの指定

① 津波避難ビルの指定

津波からの人的被害を軽減するため、山などの高台のない地域において、堅固な中・高層建物を一時的な避難施設として指定します。

所管課		課	地域防災推進課
事業名		名	津波防災対策事業
目標		標	平成 25 年度末までに、津波浸水想定区域内に 200 施設の避難ビル指定をめざします。その後も順次追加指定に取り組みます。
			が指定とのとしてす。との反の派が、というには、が通りのす。
	取組	中期計画	〇下知,潮江,高須地区などで津波避難ビル指定に取り組みます。
取:		中期計画 取組結果	◎下知, 潮江, 高須地区などの津波浸水想定区域内に 100 施設の 指定を行いました。
	長期計画	〇平成 25 年度末までに,津波浸水想定区域内に 200 施設の避難 ビル指定をめざします。その後も順次追加指定に取り組みます。	

3 地域防災力の向上

3-1 地域で備えて命を守る

自主防災組織の育成・強化、企業の防災対策や消防団の充実・強化による地域防災力の向上をめざします。

◇施策体系

基本方針	基本施策	施策
	(1)自主防災組織の育成・強化	①自主防災組織の結成促進
 地域で備えて命	(2)企業防災力の確保	①事業継続計画(BCP)策定の推進
地域で備えて印	(3)消防団の充実・強化	①消防団の充実・強化
४ ज ७		①救急救命講習の普及啓発
	(4)地域防災力の向上 	②耐震性防火水槽設置

(1) 自主防災組織の育成・強化

① 自主防災組織の結成促進

平成20年3月現在40.5%の結成率となっている自主防災組織の結成促進を図るとと もに、「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本とした育成・強化に取り組みます。

所管課		地域防災推進課
事業名		自主防災組織育成強化事業
目標		平成24年度末までに本市の自主防災組織結成率を75%とし、平成26年度までには100%をめざします。
中期計画	○自主防災組織結成率75%をめざして次の事項に取り組みます。 ・従来の町内会等を単位とした自主防災組織に加え、小学校区単位 など広域的な組織の結成に取り組みます。 ・防災人づくり塾等により防災リーダー育成に取り組みます。 ・自主防災組織に対する補助金等により活動支援に取り組みます。	
	期計画 組結果	◎結成率は約75%となっています。広域的な組織は19組織が結成されています。防災人づくり塾は毎年開催し、これまでに延べ1,200名以上の防災リーダーを育成しています。自主防災組織に対する補助金は、育成強化補助金及び施設整備補助金を活用し、活動を支援しています。
長	期計画	〇上記取り組みを継続し、平成26年度までに本市自主防災組織結成率100%をめざします。

(2)企業防災力の確保

① 事業継続計画 (BCP) 策定の推進

事業所においては、大規模災害等が発生した場合でも業務を継続し、もしくは早期に再 開できるよう「事業継続計画」の策定に取り組みます。

所管課		防災政策課・産業政策課・商工振興課
事業	美名	事業継続計画啓発事業
目標		平成29年度までに、従業員50人以上の企業の過半数において事業継続計画の策定をめざします。
取組	中期計画	〇事業継続計画策定の必要性について,関係機関と連携し啓発に取り組みます。
	中期計画取組結果	◎高知県と情報交換するとともに、商工業界団体、団地、協同組合等と連携して策定の促進に取り組んでいるほか、講習等を通じての啓発を実施していますが、策定済みの企業割合は3.3%(策定着手済みの企業割合は11.8%)となっています。
	長期計画	〇上記啓発を継続し、平成29年度までに、従業員50人以上の企業の過半数において事業継続計画の策定をめざします。 〇従業員50人以下の企業に関しても、関係機関と連携し啓発に取り組みます。

(3)消防団の充実・強化

① 消防団の充実・強化

消防団員の不足を解消するため団員の入団促進を図り、災害時における対応力の強化並びに自主防災組織との連携による地域の防災力の向上に取り組みます。

所管課		消防局総務課
事業名		消防団の充実・強化事業
目標		平成24年度末までに消防団員条例定数の充足率を95%とし、平成29年度までには100%をめざします。
取組	中期計画	 ○消防団員の充足が必要不可欠であるため、充足率95%をめざして次の事項に取り組みます。 ・地域の自主防災組織や町内会の訓練の機会をとらえ、各分団が消防団員の勧誘に取り組みます。 ・分団屯所に消防団員募集ポスターを掲示します。 ・消防広報誌 119 に消防団員募集について掲載します。 ・団員の確保を図るため、事業所等を訪問し協力体制の構築に努めます。 ・大規模災害時に活動する団員や、予防・広報分野で活動する団員等の「機能別団員制度」導入についての検討に取り組みます。
	中期計画取組結果	◎消防団の充実・強化事業として、各種訓練時に消防団への入団や 消防団員募集ポスターの掲示及び消防団協力事業所への協力要 請などを実施し、充足率は92%となっています。「機能別団員 制度」の導入については、消防団幹部会等を通じて継続して検討 中です。
	長期計画	〇中期計画による取り組みの継続(消防広報誌 119 は事業凍結中) のほか、事業PR手法についての検討実施や消防団の機能やイメージアップに努め、充足率100%をめざします。

(4) 地域防災力の向上

① 救急救命講習の普及啓発

南海地震等大規模災害発生時には、公的救助機関の対応が遅れることが予想されるため、「自助、共助」の考えに基づき広く救命講習の受講を推進し、大規模災害時の市民の救命率の向上に取り組みます。

所管課		消防局警防課
事	業名	地域防災力の向上
	標	平成29年度末までに,市内生産人口の30%の市民(約6万人)
	示	に救急救命講習を実施することをめざします。
	中期計画	○市民を対象に応急手当の普及啓発活動を継続して行い、救急救命
	中期計画	講習受講率20%(生産人口)をめざします。
	中期計画	◎平成 25 年 1 月 1 日現在で受講率 19%となっています。消防署
取組	取組結果	所による救命講習や定期救命講習等に加え,平成 23 年度から9
	以刑而未	月の救急医療週間にパパ,ママの救命講習も実施しています。
	長期計画	〇上記取り組みを継続し、救急救命講習受講率30%(生産人口)
	文別計画	をめざします。

② 耐震性防火水槽設置

南海地震時には、水道管の破損等で消火栓が使用できなくなり、延焼拡大が予想される ことから、消火栓取水不能時の消防水利の補完及び通常火災時の水利確保のため、耐震性 防火水槽の設置に取り組みます。

所管課		消防局警防課
事業	名	防火水槽設置事業
目標		大規模災害に備え,河川やプール等の自然水利を活用できない地区 (市街地及び密集地)を重点に,耐震性防火水槽の整備に取り組み ます。
	中期計画	〇基本計画を基に,毎年5箇所を目標として整備をすすめます。
取組	中期計画 取組結果	◎消防水利施設整備事業債,過疎債等を使用して5ヵ年で5基を設置しました。
	長期計画	〇上記取り組みを継続し,消火栓に偏らない消防水利の確保をめざ します。

4 総合的な地震防災対策の推進

4-1 発災後の生活を支援する

大規模災害発生時の情報収集・伝達のための無線設備の整備や, 食料・トイレ等生活必需物資の備蓄, 迅速な災害医療救護体制の確立, 避難場所の速やかな開設と適切な運営に努め, 発災後の生活を支援します。

◇施策体系

基本方針	基 本 施 策	施策
	(1) 大規模災害時の情報伝達体制 の整備	①防災行政無線の整備
発災後の生活を 支援する	(2)食糧・生活必需物資の備蓄	①食糧·生活必需物資の備蓄 ②仮設トイレ等の対策
	(3)医療救護対策	①迅速な災害医療救護活動への取組
	(4)避難場所の運営	①避難場所の運営

(1) 大規模災害時の情報伝達体制の整備

① 防災行政無線の整備

大規模災害時における災害情報を早期に把握し, 応急・復旧対策を迅速に実施するとと もに, 各収容避難所及び防災関係機関との情報共有や地域住民に適切な防災関連情報を提 供するため, 防災行政無線の整備に取り組みます。

所管課		地域防災推進課
事業	(名	防災行政無線システム再構築事業
目標		2村1町との合併後も旧市町村ごとに独立した防災行政無線システムをデジタル一元化するとともに設備の老朽化対策を進め、総合あんしんセンターを拠点とする情報通信網の整備を行うことで、各避難場所及び防災関係機関との正確な情報共有や、地域住民への迅速かつ確実な情報伝達のための体制確立に取り組みます。
取組	中期計画	○平成21年度には、老朽化が著しい鏡・土佐山地区の固定系防災無線のデジタルー元化・再整備(親卓はデジタル・アナログ併用化)を行い、集落孤立化対策に取り組みます。○平成22年度には、地域防災行政無線の周波数使用期限切れ(平成23年度)に対応し、各収容避難場所等との通信手段を確保するための代替措置の実施に取り組みます。
47 1111	中期計画取組結果	◎平成 21 年度に鏡・土佐山地区の固定系防災行政無線デジタル化整備を実施しました。◎周波数使用期限切れとなる地域防災行政無線の代替措置として、 平成 21 年度に移動系防災行政無線を整備しました。
	長期計画	〇災害情報伝達体制を再検討し,旧高知市·旧春野町の固定系防災 行政無線のデジタル化整備に取り組みます。

(2) 食糧・生活必需物資の備蓄

① 食糧・生活必需物資の備蓄

罹災・避難者に対して、食糧・生活必需品等を提供するための備蓄及び体制の充実をめ ざします。

所管課		福祉管理課・第一福祉課・第二福祉課	
事業	名	救助事務費	
		市内全域において備蓄拠点を確保し、食糧・生活必需品等の備蓄に	
日	標	取り組みます。特に、甚大な被害が予想される津波浸水想定区域に	
	示	おいては、平成29年度末までに必要備蓄率100%をめざしま	
		す。	
		〇健康福祉部内に設置している「健康福祉部災害対策検討会」にお	
	中期計画	いて、現状の購入状況、保存期限を考慮しながら実情に即した「備	
		蓄計画」を策定し備蓄に取り組みます。	
		・当面は保存期限がない毛布について計画的に備蓄に取り組みま	
		す 。	
取組		・食糧については「備蓄計画」に基づき,順次備蓄に取り組みます。	
	中期計画	◎平成 21 年度に「備蓄計画」を策定し,5 力年で延べ 9,690 枚	
	取組結果	の毛布を購入し備蓄しています。	
	長期計画	〇東日本大震災を教訓の教訓に基づき,「備蓄計画」の見直しに取	
		り組みます。備蓄物資については、毛布のほか、食糧・生活必需	
		品等のうち需要の高い品目を抽出して、備蓄に取り組みます。	

② 仮設トイレ等の対策

日頃、水洗化の進展により快適なトイレ生活を送っている多くの被災者にとっては、収容避難施設等での清潔なトイレの設置は最も切実な問題となってきています。

このため、南海地震をはじめとする大規模災害等での仮設トイレ対策に取り組みます。

所管課		環境政策課
事業名	<u> </u>	収容避難所等環境整備事業
目標		収容避難場所として指定している小・中・高等学校等に, 備蓄可能 なトイレの整備に取り組みます。
	中期計画	〇財政事情を考慮し, 設置を検討します。
	中期計画 取組結果	◎財政事情により予算措置できず、設置しておりません。
	長期計画	〇年間5箇所以上の収容避難所への設置をめざします。

(3) 医療救護対策

① 迅速な災害医療救護活動への取組

南海地震などの大規模災害時に発生する多数の傷病者に対応するため、災害医療を提供できる施設と体制の確保に取り組みます。

所管課	保健総務課
事業名	災害医療救護活動推進事業
目標	高知市災害時医療救護計画等に基づき災害医療救護体制を構築するため、ハード面の整備や迅速に災害医療救護活動を行なう医療救護体制の構築に取り組みます。
中期	○医師会等医療関係団体と連携し、医療関係者に対して災害医療救護活動についての啓発・訓練に取り組みます。 ○薬剤師会、医薬品卸業者等と連携し、医薬品供給についての検討を行います。 ○市民及び自主防災組織等への啓発に取り組みます。 ○救護病院等のライフラインの応急対応について検討を行います。 ○情報網の整備及び訓練実施に取り組みます。
取組中期	■
長期	画 〇上記取り組みを継続して実施します。

(4)避難場所の運営

① 避難場所の運営

南海地震等大規模地震発生時には、速やかに収容避難場所を開設するとともに、適切な避難場所運営に取り組みます。

所管課		課	福祉管理課・第一福祉課・第二福祉課	
	事業	名	救助事務費	
			平成22年度末までに「避難場所開設・運営マニュアル」を策定す	
	\blacksquare	標	るとともに、マニュアルに基づいた定期的な訓練の実施に取り組み	
			ます。	
		中期計画	○避難場所運営を整理・検討し,実情に即した「避難場所の開設・	
			運営マニュアル」を策定するとともに、マニュアルに基づいた定	
			期的な訓練の実施に取り組みます。	
取着	組	中期計画	◎平成22年度に「避難所開設・運営マニュアル」を策定しました。	
		取組結果	マニュアルに基づき,毎年,定期的な訓練を実施しています。	
		長期計画	○東日本大震災を教訓に、地域・学校・行政の三者により上記マニ	
			ュアルの見直しを行い,定期的な訓練継続に取り組みます。	

4-2 早期の復旧・復興を図る

重要橋梁耐震化,都市計画事業の推進による緊急輸送路や避難路の確保,住宅の延 焼拡大防止及び,上下水道の耐震化等によるライフラインの被害軽減を図るととも に,常備消防体制の充実・強化により早期の復旧・復興をめざします。

◇施策体系

基本方針	基本施策	施策
	(1)道路の橋梁の耐震補強	①道路橋梁の長寿命化対策の推進
	(2)密集市街地の整備	①旭駅周辺地区における密集市街地の
	(2)伍采印因地の歪佣	改善
		①水道施設の耐震化
		②水道管路の耐震化
早期の復旧・復興		③断水区域の縮小
を図る		④応急給水施設の整備
ৰ্মা	(3)上下水道施設等の耐震化	⑤応急復旧施設の整備
		⑥団地内下水道施設の改善改修
		⑦下水道管路施設の耐震化
		⑧下水道施設の改善改修
		⑨湛水防除事業の見直し
	(4)常備消防体制の充実・強化	①常備消防体制の充実・強化

(1) 道路橋梁の耐震補強

① 道路橋梁の耐震化及び長寿命化対策の推進

本市の管理する橋梁は、今後急速に老朽化が進行していくため、緊急輸送路や避難路、 交通量の多い幹線道路に架る橋梁の補修・補強を優先的に着手し、地震発生時の応急活動 を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークの確保を図ります。

所管課		道路整備課
事業	美名	〇社会資本総合整備事業(交付金)
目標		平成25年度までに重要橋梁204橋の長寿命化修繕計画を策定し、順次補修に取り組みます。また、平成25年度から橋梁の耐震補強に取り組みます。
	中期計画	 ○平成20年度 ・橋梁の建設年・緊急輸送路の指定,交通量等より長寿命化修繕計画の策定に向けた年次計画の策定に取り組みます。 ・橋梁の状態と健全度を把握するための,橋梁点検マニュアル(案)の策定を検討します。 ○平成21年度から24年度 ・橋梁の状態と健全度を把握する橋梁点検を行い,長寿命化修繕計画年次計画に従い,順次長寿命化修繕計画の策定に取り組みます。
取組	中期計画取組結果	◎橋梁の耐震補強が必要な橋梁を選定し、年次計画等を作成しました。長寿命化修繕計画は、平成25年度策定に向けて準備を進めています。橋梁点検マニュアルは、国土交通省国土技術政策総合研究所の要領を準用し作成しました。◎橋梁点検は89橋を実施し、進捗率は44%となっています。
	長期計画	○平成25年度・点検及び長寿命化修繕計画の策定に向けて取り組みます。・橋梁の耐震補強工事に取り組みます。○平成26年度以降・長寿命化修繕計画に基づく補修工事に順次取り組みます。・橋梁の耐震補強工事に順次取り組みます。

(2) 密集市街地の整備

① 旭駅周辺地区における密集市街地の改善

地震発生時の密集市街地では、家屋の倒壊等によりスムーズな避難が困難になることや、 火災が発生した場合は延焼拡大を誘発することが予想されるため、「逃げにくさ」の改善と、 「燃えやすさ」の改善をめざします。

所管課		市街地整備課
事業名		旭駅周辺市街地整備事業
目標		平成25年度を目処に事業着手します。平成42年度を目処に地震時等において著しく危険な密集市街地の解消に取り組みます(道路閉塞確率40%以下,不燃領域率40%以上)。
	中期計画	○平成20~22年度:将来の円滑な事業施行のため、関係者との 合意形成が特に重要となることから、事業実施の重要性について 周知を図り、防災意識の啓発に努めるなど、官民協働により、よ り実現性の高い計画の策定に取り組みます。○平成23年度:整備計画の策定過程において、緊急性を要すると 判断されるものについて、順次事業の実施に取り組みます。
取組	中期計画取組結果	 ◎勉強会やワークショップを開催し、地域住民と合意形成を図りながら、「安全・安心まちづくり」の検討を行いました。 ◎土地区画整理事業の実施を予定する下島町地区及び中須賀町地区においては、地域住民を主体とするまちづくり協議会が設立され、事業の実施について、本市と意見交換を重ねました。 ◎平成24年度においては、下島土地区画整理事業の都市計画決定に至るなど、平成25年度からの事業実施に向けての準備が整っています。
	長期計画	○下島町地区における土地区画整理事業と並行し、中須賀町地区における土地区画整理事業の実施に取り組みます。 ○中須賀町地区における事業が一定進捗した後、順次西へ進め、元町地区、水源町地区における事業に取り組みます。 (平成29年度以降も継続)

(3)上下水道施設等の耐震化

① 水道施設の耐震化

浄水場,配水所,配水池等施設の耐震化を図ることで,災害時のライフライン機能の確保に取り組みます。

所管課		課	水道局企画課
	事業名		水道施設の耐震化事業
	目標		基幹施設の耐震化率の向上を図り、平成18年度2.7%から平成
		1131	28年度には40%をめざします。
		中期計画	〇平成20年度に最も重要な基幹施設である針木浄水場の耐震性 詳細診断を行い、続いて他の基幹施設の簡易診断を順次実施し、
			必要な施設については耐震化工事に取り組みます。
取	組	中期計画取組結果	◎平成20年度に針木浄水場耐震性詳細診断を実施したほか、針木
			取水導水系施設や北部高地区他の耐震性簡易診断等を順次実施
			し,平成24年度末時点での耐震化率は14.7%となっています。
		長期計画	〇計画に基づき、耐震性詳細診断、耐震化工事に取り組みます(針 木浄水場ほか8施設を想定)。

② 水道管路の耐震化

管路の耐震化を図ることで、災害時のライフライン機能の確保に取り組みます。

所管課		水道局企画課
事業	美名	管路耐震化事業
目標		 ○基幹管路の耐震化率の向上を図り、平成18年度9.28%から平成28年度には30%をめざします。 ○管路の耐震化率の向上を図り、平成18年度4.7%から平成28年度には14.0%をめざします。 ○無ライニング鋳鉄管残存率を減らし、平成18年度8.15%から平成28年度には0%をめざします。
取組	中期計画	中成28年度には0%をめどりよう。 ○□径及び管種別に年度ごとに一定の延長を定め、約55kmの布 設替を実施するとともに、旭浄水場から出ている3系統の管路調 査を行い、必要があれば布設替に取り組みます。
	組 中期計画 取組結果 長期計画	◎□径及び管種別に年度ごとに一定の延長を定め、約65.4kmの 布設替を実施しました。導入した管路マッピングシステムを活用 し、3系統の管路調査や耐震化計画の策定等を実施しています。
		〇口径及び管種別に年度ごとに一定の延長を定め、約99kmの布 設替の実施をめざします。

③ 断水区域の縮小

針木浄水場から九反田配水所までの送水管は、本市の給水区域の約3分の2のエリアへ送水している最重要管路であり、この管路が被害を受けた場合、約20万人の市民に多大な影響を及ぼすことが想定されます。このようなリスクを回避し、災害時のライフラインを確保するため、別ルートによる二重化を図るとともに、ブロック間を相互に連絡することで、二重化とあわせて断水区域の縮小に取り組みます。

所管課		水道局企画課	
事業	美名	送水幹線二重化事業	
	† =	送水幹線の二重化を平成32年度までに完成させ、東部・北部高地	
	標	区ブロックの相互連絡の整備に取り組みます。	
	中期計画	〇平成24年度までに朝倉配水所までの施工をめざします。また,	
		平成21~23年度の間に,東部・北部高地区ブロックの相互連	
		絡の完了をめざします。	
	中期計画取組結果	◎朝倉配水所までの1工区(開削部)の施工及び2工区(シールド	
取組		部)の実施設計を行いました。東部・北部高地区ブロックの相互	
		連絡については、平成23年度に完了しています。	
	長期計画	〇平成28年度までに朝倉配水所までの施工に取り組みます。	
		○平成26~32年度に朝倉配水所から九反田配水所までの施工	
		に取り組みます。	

④ 応急給水施設の整備

水道施設が被害を受け通常の給水が不能となった場合を考慮し、飲料水等を確保するため耐震性非常用貯水槽や応急給水栓等の整備に取り組みます。

所管課		水道局企画課
事業	套	災害対策事業
目標		1人1日3リットルの飲料水を3日間確保し、順次給水量を増量していくため、市内に応急給水拠点を6箇所、緊急遮断弁を8箇所、応急給水栓を60箇所の整備をめざします。耐震性非常用貯水槽については、平成31年度までに25基の設置をめざします。
	中期計画	〇耐震性非常用貯水槽7基の設置をめざします。
取組	中期計画取組結果	◎耐震性非常用貯水槽3基を設置しました(高知駅南口広場, 城西公園, 弥右衛門公園)。このほか, 緊急遮断弁1箇所を整備しました(南ケ丘配水池)。
	長期計画	〇応急給水拠点(旭浄水場)を1箇所整備するとともに、緊急遮断 弁1箇所、耐震性非常用貯水槽3基の設置をめざします。

⑤ 応急復旧施設の整備

「応急給水」を迅速に行うための資機材や水道管・バルブ等水道施設の復旧に必要な材料などを保管するため、応急対策用保管施設の整備に取り組みます。

所管課		課	水道局企画課
	事業名		災害対策事業
	目標		市内6箇所(うち4箇所は整備済)に応急対策用保管施設の整備をめざします。
		中期計画	〇平成20年度桟橋通4丁目に1箇所の整備をめざします。
取	取組	中期計画 取組結果	◎平成21年度に桟橋通4丁目に1箇所整備しました。
	長期計画	〇旭浄水場更新工事にあわせて残り1箇所の整備をめざします。	

⑥ 団地内下水道施設の改善改修

公共用水域の水質保全及び住民の生活環境の向上を図るため設置された団地内下水道施設について、大規模地震発生時にも機能を維持できるよう必要な対策に取り組みます。

所管課			下水処理場管理課
事業名			団地内下水道施設地震対策事業
目標		標	団地内下水道施設の改善改修に取り組みます。
取	組	中期計画	○老朽化設備の改善改修を計画的に取り組みます。
		中期計画取組結果	◎ブロワや水中ミキサー点検整備,脱臭設備新設,換気設備改修, 発電機整備,建屋防水改修等を改善改修計画に基づき実施しました。
		長期計画	〇上記取り組みを継続して実施します。

⑦ 下水道管路施設の耐震化

地震発生時においても、下水道施設が最低限有すべき機能を確保することを目的として、施設の耐震化を図る「防災対策」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災対策」の総合的な地震対策に取り組みます。

所管課		課	下水道保全課
事業名			下水道総合地震対策事業
目標		<u>t</u> ==	都市機能が集積する地区の緊急輸送道路に埋設されている,50年
		示	を超える下水道管路延長 4.4km の耐震化の実施をめざします。
		中期計画	〇優先順位の高い箇所から施工に取り組みます。
		中期計画	◎管路 2 k m を耐震化しました。また,本管部更生に合わせて取付
取糸	組	取組結果	管部の更生工事も実施しました。
		長期計画	〇下水道総合地震対策事業計画で優先順位付けをした中部排水区
		文别引曲	の幹線管路について、順次耐震化に取り組みます。

⑧ 下水道施設の耐震化

南海地震による強い揺れから被害を最小限度に抑え、早期に通常の市民生活の復旧が図れるよう、施設の耐震化に取り組みます。

所管	意課	下水道建設課
事業	美名	地震対策下水道事業
目標		既存下水道施設の再構築計画の策定により,施設耐震化に取り組みます。
	中期計画	○下水道施設のストックマネジメントを用いた既存下水道施設の 再構築計画の策定に取り組みます。
取組	中期計画取組結果	◎情報収集整理・調査を行い、施設耐震化や防水化等の防災・減災 対策を踏まえた「高知市下水道総合地震対策計画」を策定しました。
	長期計画	○「高知市下水道総合地震対策計画」により,施設の耐震診断・耐震化,防水化等の整備に順次取り組みます。

⑨ 湛水防除施設の機能維持

農地の湛水被害を防ぐため、湛水防除事業を、昭和44年から取り組み、維持管理を行ってきているが、施設の老朽化が施設維持のうえで大きな問題となっているため、基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施し、排水施設の長寿命化に取り組みます。

所管課			耕地課
事業名			基幹水利施設ストックマネジメント事業
目標		t=	既設湛水防除施設等の設備更新のため機能診断を実施し、その結果
		际	に基づき対策工事の実施に取り組みます。
		中期計画	○湛水防除事業の事業実施計画書等を策定し、国への採択申請の提
	組		出及び事業の実施に取り組みます。
取		中期計画	◎湛水防除事業及び農村災害対策整備事業の採択に向け関係機関
HX		取組結果	と協議,検討を行いましたが,事業の実施には至っていません。
		長期計画	〇県営事業により機能診断を行い、その結果に基づき対策工事の実

(4) 常備消防体制の充実・強化

① 常備消防体制の充実・強化

南海地震により、市内全域に及ぶ被害等(津波被害含む。)に迅速・的確に対応するための拠点づくりに取り組みます。

所管課		消防局総務課
事業	 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	常備消防体制強化事業
B	標	高知市消防署所再編構想を策定し、地域の消防力の均衡を図り、通常 災害・大規模災害時の対応力が向上するよう体制の充実強化に取り 組みます。 (仮称)南部分署整備や(仮称)北消防署整備、南消防署移転整備 を行い、消防署所の集約による効率的編成に取り組みます。
	中期計画	○「(仮称)総合あんしんセンター」への消防本部機能の移転事業を継続して実施し、平成22年度開設に向けて取り組みます(再掲P.13)。 ○平成11年作成の消防整備計画(署所の配置)の見直し作業に着手します。 ○西出張所の体制強化に取り組みます。 ○北消防署の設置に向け、県の防災センター構想と併せて用地の確保に継続して取り組みます(再掲P.13)。 ○長浜出張所の移転に向け、用地の選定・確保に取り組みます(再掲P.13)。
取組	中期計画取組結果	 ◎「総合あんしんセンター」へ消防本部機能を移転し、平成22年度に開設しました(再掲P.13)。 ◎高知市消防署所再編構想(素案)を策定しました。 ◎北消防署の用地取得について関係機関と協議中です(再掲P.13)。 ◎南消防署長浜出張所と春野出張所を統合する(仮称)南部分署の用地を取得し、開署に向けて設計作業中です(再掲P.13)。
	長期計画	○高知市消防署所再編構想を策定します。 ○北消防署整備に向け、継続して取り組みます(再掲P.13)。 ○南消防署の移転に向け、用地の確保に取り組みます(再掲P.13)。 ○長浜出張所と春野出張所を統合移転し南地区の拠点となる(仮称)南部分署建設に向け、継続して取り組みます(再掲P.13)。